

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へと引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松前町の平成31年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

地方消費税交付金 143,500千円（うち社会保障財源化分62,488千円）

社会保障経費その他社会保障施策に要する経費

(単位千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	853,546	339,411	13,400	6,327	55,090	439,318
〔 社会福祉総務費 〕	(451,945)	(295,459)	(12,400)	(2,296)	(15,799)	(125,991)
〔 社会福祉施設費 〕	(5,319)			(179)	(573)	(4,567)
〔 老人福祉費 〕	(396,282)	(43,952)	(1,000)	(3,852)	(38,718)	(308,760)
児童福祉	201,501	104,078	22,800	8,232	7,398	58,993
〔 児童福祉総務費 〕	(153,701)	(63,630)	(22,800)	(8,232)	(6,579)	(52,460)
〔 児童措置費 〕	(47,800)	(40,448)			(819)	(6,533)
合 計	1,055,047	443,489	36,200	14,559	62,488	498,311

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。